

濃厚接触者の健康観察期間（待機期間）が令和4年1月28日から7日間に変更になっています。（令和4年2月1日更新）

令和4年1月21日

保護者の皆様

子ども家庭部保育課長

## 新型コロナウイルス感染者数急増に伴う子供園利用に際してのお願い (令和4年1月21日)

新型コロナウイルス感染症対策に対する子供園の対応へのご理解とご協力をいただきありがとうございます。

都内では年明け以降、感染者が急増しており、区内の保育施設等においても園児・職員の感染が大幅に増え、臨時休園等を余儀なくされている施設も増加しています。

これまで、子供園では様々な対策を講じ、感染拡大防止に努めてきましたが、**感染力が非常に強いオミクロン株の影響等を受け、一層の対策強化が求められています。このため、今後も保育施設の運営を継続するためには、これまで以上に保護者の皆様のご協力が不可欠です。**

この度、これまで保護者の皆様にお伝えしてきた子供園生活でご注意いただきたいことを改めてお伝えするとともに、一部変更した内容もございますので、下記内容をご確認いただき、今後も感染拡大防止に向けて、何卒ご協力をお願いいたします。

なお、今後の感染状況等によっては変更する場合があります、その際にはその都度お知らせしてまいります。

### 記

#### 1 保育施設運営の考え方

子供園は、幼児教育の保障の観点から、また長時間保育については、就労等の理由により保育を必要とする方に必要な保育を提供する施設であることや、現時点では国も都も、一昨年の国の緊急事態宣言発令時のように社会経済活動を幅広く止めるという考えには立っていないことから、原則として開所しています。

ただし、施設内で園児・職員が感染し、感染者が増加した場合や、濃厚接触者が多数特定された場合、あるいは濃厚接触者が特定できない状況等の理由により施設の運営が困難な場合は、一定期間、クラスの全部又は一部を臨時休園したり、健康観察期間中の登園停止をお願いする場合があります（**ケースによっては10日間程度休園又は登園停止をする可能性があります**）。この場合は、出席停止の扱いとなります。

#### 2 登園に当たって

##### 【お子さんについて】

- 登園後に発熱が確認されるケースが増えています。毎朝の検温は必ずお願いします。
- 発熱や咳等の症状がある場合は、登園を控え**、自宅で休養を取り、体調が回復してから登園してください。また、原則として解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園はお控えください（万一、そのような状態で登園させ、その後に「陽性」が判明した場合、発症日の2日前に遡って濃厚接触者の特定を行うこととなり、その結果、臨時休園となる場合があります）。
- お子さんの体調に変化がある場合は、健康観察表に記載するだけでなく、必ず口頭で施設の職員にお伝えください。また、緊急の連絡をする場合がありますので、勤務先の職場を離れる日や在宅勤務の日は在園の施設に連絡先をお伝えください。
- 子供園からの通知に備えて、子供園との連絡方法を確認してください。また、園から緊急の連絡をする場合がありますので、勤務先の職場を離れる日や在宅勤務の日は在園の施設に連絡先をお伝えください。

(裏面もご覧ください)

- ・ 同居のご家族が感染の疑いがあり PCR 検査を受けた（受ける）場合で、以下のいずれかのケースに該当する場合は、その方の検査結果が確認されるまでは、絶対にお子さんの登園は控えてください。

① 検査を受けた（受ける）方に発熱等の症状がある（あった）場合※

② 検査を受けた（受ける）方に発熱等の症状がない場合でも、検査結果が出るまでの間にお子さんに発熱等の症状がある（あった）場合※

※検査結果が出るまでの間に、検査を受けた方又はお子さんが解熱した場合を含みます。

※①②に該当する場合で、同居のご家族が検査を受けた日から、検査結果が出るまでの間に欠席したときは、出席停止となります。

（出席停止の扱いになった場合、自園給食園の給食費は日割り計算での負担になります。）

#### 【保護者様について】

- ・ 送迎の際には、必ずマスクを着用し、施設内に入る時は玄関等に置いてある手指の消毒を行ってください。
- ・ 咳や発熱等の症状がある方や、感染の疑いがあり PCR 検査を受診している方は、絶対に送迎を行わないでください。また、PCR 検査を受けるためにお子さんを施設に預けることも絶対に行わないでください。
- ・ 同居のご家族の職場で感染が発生した場合などで、ご家族の方が濃厚接触者となった場合、PCR 検査の結果が「陰性」であっても健康観察の対象になることがあります。この場合の送迎は健康観察の対象になっていないご家族の方をお願いしてください。

これまで、保護者の方に陽性が判明した場合でも、子供園を休園せずに運営を継続できた事例の多くは、送迎時にマスクを着用し、園内での滞在が短時間だったことや、感染可能な期間（発症日の2日前から）に送迎を行っていなかったこと等で、園内に濃厚接触者の特定がされなかったことによります。

- ・ 同居のご家族に新型コロナウイルス感染症の疑いがある方や、PCR 検査の対象になった方がいた場合は、速やかに施設の職員にお知らせいただき、検査結果が分かった場合もお伝えください。

### 3 感染が判明した場合

- ・ ご家庭内や施設内で感染が判明し、お子さんが濃厚接触者と特定された場合には、そのお子さんは原則として感染者と最後に接触した日の翌日から 10 日間は自宅での健康観察期間になるため登園することはできません。
- ・ 施設内で園児や職員に感染が判明した場合は、保健所が施設内の調査を行います。その際、感染可能な期間である発症日から2日間遡って濃厚接触者等の特定を行います。調査の結果によっては施設の全部又は一部を休園にする場合があります。
- ・ お子さんに感染が判明し全部又は一部休園となった場合、一緒にいた多くの子ども達も健康観察の対象となることがあるため、他の保育施設等での代替保育はできません。

### 4 感染された方へのご理解とご配慮のお願い

園児、保護者、施設の職員に感染が判明した場合、施設から在園の保護者の方宛に通知しますが、氏名、年齢、性別、クラス名等のほか、複数の情報によって個人が特定される情報を含めて公表しておりません。

感染者は、身体的な症状により辛い療養生活を経験している場合もあります。加えて、感染したという事実が精神的な負担となります。自ら非がなく感染した方とご家族のお気持ちを十分にご理解いただき、感染者が、差別や偏見、誹謗中傷等を受けることが無いよう、また、知り得た情報を外部へ発信することが無いよう、最大限のご配慮をお願いいたします。

【問い合わせ先】 子ども家庭部保育課  
 全般的なこと 子供園・幼稚園担当 内 1 3 0 2  
 入園・給食費に関すること 保育相談係 内 1 3 0 3